

固定資産税(償却資産)Q&A

Q1 1月からの1年間、償却資産の購入や廃棄がない場合にも申告は必要ですか？

A1 必要です。資産の増減がなくても、賦課期日(1月1日)現在に所有している資産を、毎年1月31日(土曜日、日曜日の場合は翌開庁日)までに申告しなければなりません。

Q2 豊能町内に工場や営業所等はありますが、本社は町外にあります。償却資産の申告は必要ですか？

A2 必要です。償却資産の申告は、その資産が所在する市町村へ申告する必要があります。そのため、豊能町内の工場や営業所等に設置している償却資産については、豊能町に申告することになります。

Q3 昨年中に、法人が合併や分割をした結果、賦課期日(1月1日)現在には償却資産を別の法人に承継した場合はどのような申告が必要ですか？

A3 資産を継承された法人が償却資産の申告をする場合には、申告書備考欄へ合併・分割がわかる事項を記載し、承継された資産が分かるよう種類別明細書に記載してください。

Q4 テナントの方が取り付けた設備等も申告の対象になりますか？

A4 固定資産税上、本来家屋として取り扱う電気設備、ガス設備や内装であっても、テナントの方が借りている建物に自らの事業を営むために取り付けた設備や内装については、テナントの方に「特定附帯設備」として償却資産の申告の必要があります。

Q5 リース資産は申告の対象になりますか？

A5 リース資産の申告義務は、原則として、リース会社にあります。ただし、実質的に所有権留保付割賦販売であると認められる場合(リース期間終了後に無償で譲渡される場合等を含む)は、原則として、賃借人が申告を行う必要があります。

Q6 建物に取り付けた建物附属設備は申告の対象になりますか？

A6 家屋から独立した機器としての性格の強いものは、償却資産の申告の対象になります。具体的には、受変電設備や自家発電設備、ルームエアコン、広告塔等が償却資産の申告の対象になります。

Q7 減価償却をしていない資産は申告の対象になりますか？

A7 現実に減価償却を行っていない資産であっても、本来減価償却が可能な資産であれば、償却資産として申告の対象になります。

Q8 耐用年数を過ぎた古い資産であっても、申告の対象になりますか？

A8 古い資産で減価償却済みであっても、事業の用に供することができる場合は、申告の対象になります。

Q9 資産の評価には最低限度がありますか？

A9 国税において備忘価格(1円)まで減価償却が認められていますが、地方税での取り扱いとしてはその資産が事業に使用できる状態におかれている限り、課税客体となります。固定資産税における評価額の最低限度額は取得価格又は改良費の額の5%に相当する額になります。

Q10 現在使用していない資産も申告は必要ですか？

A10 現に事業の用に供することができる資産であれば、償却資産として申告の対象になります。したがって、未稼働資産や遊休資産であっても申告する必要があります。

Q11 税務署に確定申告をしていますが、豊能町にも申告は必要ですか？

A11 確定申告は国税の計算のためのもので、償却資産の申告は町税の固定資産税の計算に必要なものです。それぞれの内容に応じて申告する必要があります。

Q12 福利厚生施設等、収益事業と関わりがない資産でも申告は必要ですか？

A12 企業が従業員のために設置している医療施設、寄宿舎、娯楽施設等の福利厚生施設に係る資産については、企業としてその事業の用に供するものであると認められますので、申告の必要があります。

Q13 償却資産を所有しているのに申告をしなかった場合はどうなりますか？

A13 正当な理由なく申告をされない場合には、地方税法第 386 条の規定により、過料を科されることがあります。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第 385 条の規定により、懲役または罰金を科されることがあります。

Q14 前年中に転出(町外へ)、廃業、合併等で資産がすべてなくなった場合の申告はどうすればいいですか？

A14 備考欄にその旨を記入の上、全品減少の申告をお願いします。

Q15 相続をした償却資産はどのように申告すればよいですか？

A15 被相続人の取得年月、取得価額及び耐用年数を引き継いで申告してください。なお、相続の結果、共有資産となった場合は、持ち分に応じて申告書を分けるのではなく、代表者を決めていただき、「豊能 太郎 外 2 名」といった形で、共有名義で 1 枚の申告書を作成して、申告してください。

Q16 申告書が送られてきたが、対象資産がない場合、申告は必要ですか？

A16 資産の所有状況把握のために、備考欄の「該当資産なし」に○をつけて申告してください。

Q17 免税点はいくらですか？

A17 免税点とは、課税標準額が一定の金額未満の場合に課税しないこととされている場合の、その一定の金額をいいます。償却資産においては、課税標準額が 150 万円未満の場合には固定資産税を課すことができないとされています。なお、課税標準額は、各資産の評価額を資産が所在する市町村ごとに合算した額です。

Q18 提出した申告内容に誤りがあった場合、どのようにしたらよいですか？

A18 「償却資産申告書(償却資産課税台帳)」(第 26 号様式)の上部余白に「修正」と明記し、修正年度と修正内容がわかるように記載してご提出ください。なお、申告書の提出後、修正内容について確認をさせていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

Q19 法人の決算は 3 月ですが、償却資産の申告書の提出期限はいつですか？

A19 儻却資産の申告は決算期に関わらず、毎年 1 月 31 日(土曜日、日曜日の場合は翌開庁日)までに申告してください。なお、決算期後に取得、除却した資産も併せて申告してください。

Q20 法人の決算では減価償却を行っていませんが、償却資産の申告は必要ですか？

A20 必要です。償却資産の価格は適正な時価とされています。したがって、法人・個人事業者の減価償却の有無に関わらず、すべての所有者と同じ条件のもとで価格を決定することになりますので、減価償却を行っていない場合も償却資産の申告は必要です。

Q21 儻却資産の申告はパソコンでできますか？

A21 地方税ポータルシステム(eLTAX:エルタックス)を通じて、インターネットを利用した電子申告を受け付けています。また、給与支払報告書・法人町民税についても電子申告による提出が可能です。

参考 URL <https://www.eltax.lta.go.jp/eltax/>